

令和7年度第3回高知県大規模小売店舗立地審議会議事録

作成者 経営支援課 久保川

- 1 開催日時 令和8年3月17日(火) 10:00~10:30
- 2 開催場所 高知城ホール「中会議室」(高知市丸ノ内2丁目1-10)
- 3 出席者 **【審議委員】** 西村澄子、楠瀬路易子、福本昌弘、西内裕晶、西尾健一
【設置者】 北様(大和ハウス工業株式会社)、中村様(株式会社ファーストリテイリング)、浦田様(株式会社エス・ティー・イー総合企画)
【関係各課】 川村主幹(環境対策課)、久保警部補(交通規制課)、山本主事(道路課)、國方主幹(都市計画課)、木戸主幹(子ども家庭課)
【事務局】 宮脇課長・長岡補佐・近藤チーフ・久保川主事(経営支援課)

4 議事

【法附則第5条第1項 変更案件】

案件 株式会社キタムラ及び株式会社ひかりの届出に関する審議について
(仮称)ユニクロ新土佐道路店・カメラのキタムラ土佐道路店

【議事録】

(審議)

出席者全員が参集したため宮脇課長の司会により、令和7年度第3回高知県大規模小売店舗立地審議会を開催した。

宮脇課長が、本日の会議は委員5名が出席しており、高知県大規模小売店舗立地審議会条例(以下「条例」という。)第6条第3項による過半数の出席を満たしている旨の報告を行った。

次に、本日の議題について説明を行った後、議事の進行を条例第6条第2項により、本日の議長となる西村会長に引き継いだ。

西村議長が審議に先立ち、西内委員と福本委員の2名を議事録署名人として指名し、本人及び会の承諾を得た。

西村議長が、事務局に対して、議事次第案件の「(仮称)ユニクロ新土佐道路店・カメラのキタムラ土佐道路店」における大規模小売店舗立地法附則第5条第1項変更の届出について説明を求め、事務局が「(仮称)ユニクロ新土佐道路店・カメラのキタムラ土佐道路店」

について、資料説明を行った。

審議に入り、各委員に対し、意見を求めたところ、「周辺に住宅街があるが、周辺住民から騒音に対して苦情等入ってないか」との質問があり、設置者より「ないです」と回答があった。

次に、「建物との境目はどうなっているのか、目隠し等するのか。」と質問があり、設置者より「工事期間中は幕で目隠しをしているが、工事後はメッシュフェンスのみ設置する」と回答があった。

次に、「店舗開店時は、メッシュフェンスで目隠しのみの対応し、騒音に対して特に対策はしないのか」と質問があり、「現状ではメッシュフェンスのみの対応となるが、高知市からの意見もあるように周辺住民から騒音に関して苦情が出た場合には、防音措置等対策をしていく」と回答があった。

次に、「事務局より説明のあった、道路管理者の出入口2は既存の出入口の利用であるため問題ないとの回答は、今回の変更により交通需要の増加が見込まれるため懸念しているので、既存のため問題ないという回答は、見直していただきたい」との意見があり、事務局より「国道、県道に関しては道路管理者である国交省、県土木の管轄になる。しかし、今回の意見を参考にさせていただき、事前協議方法の見直し等の検討を行い、委員の皆様の意見への対応等を考えていきたい」と回答があった。

次に、「数字上、市道56号線の交差点処理能力は問題ないという結果になっているが、ミクロに交通量を解析すると、普段の交通量は問題ないかもしれないが、オープン時、繁忙期には出入口付近において渋滞が発生する可能性がある。また、国道56号線において、出入口1から入れない場合に出入口2の停止線近くで左折入庫する車両や、右折出庫する車両が発生する可能性がある。そのため、交通整理員には安全だけでなく、交通誘導等徹底し渋滞や事故が起こらないようにしていただきたい」との意見があり、事務局より「設置者より、意見をふまえたうえで、交通整理員の誘導等、安全対策を徹底していきますとの回答を受けています」と説明があった。

次に、「廃棄物の処理について、廃棄物は主として何になるのか」と質問があり、設置者より「段ボールと紙になる。基本的には大量の生ゴミが排出されることはない」との回答があった。

次に、「荷さばき施設2について、バックで入るとのことだが、騒音等は問題ないか」と質

間があり、事務局より「搬入車両は荷さばき施設まで行かず、建物A、Bの間で作業をすることになるため、建物が遮音壁の役割をして、近隣への騒音等には問題がない結果となっている」との回答があった。

西村議長より各委員に対し、これまでの審議を踏まえて意見を求めたところ、「意見なし」ということで全員異議なく承諾された。

以上により、宮脇課長が閉会を宣言し、本日の審議会を終了した。